

(別表) 日常生活用具給付等事業対象用具(障害者等)

種目		対象者	耐用年数	補助基準額(円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	2級以上の下肢又は体幹機能障害 ※特殊マットについては、重度知的障害児(者)・精神障害児(者)も対象	8年	154,000
	特殊マット		5年	19,600
	特殊尿器		5年	67,000
	入浴担架		5年	82,400
	体位変換器		5年	15,000
	移動用リフト		4年	159,000
	訓練イス(児のみ)		5年	33,100
	訓練用ベッド(児のみ)		8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	8年	90,000
	便器	2級以上の下肢又は体幹機能障害	8年	4,450 手すり付の場合 5,400
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	3年	木材 2,200 軽金属 3,000
	移動・移乗支援用具		8年	60,000
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度知的障害児(者)・精神障害者	3年	12,160
	特殊便器	2級以上の上肢障害	8年	151,200
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な重度障害者のみの世帯	8年	15,500
	自動消火器 ※一世帯2個まで		8年	28,700
	電磁調理器	2級以上の視覚障害 (視覚障害のみの世帯)	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	2級以上の視覚障害	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	2級以上の聴覚障害	10年	87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害でCAPD利用者	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	3級以上の呼吸器機能障害又はそれと同程度	5年	36,000
	電気式たん吸引器		5年	56,400
	ネブライザー・電気式たん吸引器両用型		5年	92,400
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	10年	17,000
	人工呼吸器用自家用発電機、外部バッテリー、又は蓄電池(いずれか1品目)	人工呼吸器の装着が必要な障害者等	5年	100,000
	盲人体温計(音声式)	2級以上の視覚障害 (視覚障害のみの世帯)	5年	9,000
	盲人用体重計		5年	18,000
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	3級以上の呼吸器機能障害、心臓機能障害又はそれと同程度	5年	157,500

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者	5年	98,800
	情報・通信支援用具(PC周辺機器等)	2級以上の上肢機能障害又は視覚障害	5年	100,000
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	6年	383,500
	点字器 標準型 A 32マス18行、両面書所真鍮板製 B 32マス19行、両面書プラスチック製 携帯用 A 32マス4行、片面書所真鍮板製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	2級以上の視覚障害 (ただし、点字器と視覚障害者用拡大読書器は級を問わない。)	標準型 7年 携帯用 5年	標準型 A 10,400 B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650
	点字タイプライター		5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		6年	録音再生機 89,800 再生専用機 36,750
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		6年	115,000
	視覚障害者用拡大読書器		8年	198,000
	盲人用時計		10年	触読時計 10,300 音声時計 13,300
	聴覚障害者用通信装置		5年	71,000 FAX 30,000
	聴覚障害者用情報受信装置		6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000 電動式 70,100
	視覚障害者用情報受信装置	2級以上の視覚障害 (原則学齢児以上)	6年	29,000
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害	-	1,030,000
	点字図書		-	-
排泄管理支援用具	ストーマ装具 蓄便袋 蓄尿袋 洗腸装具	ストーマ造設者、高度の排便機能障害者、排尿機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意志表示困難者	2ヶ月	蓄便袋 20,000 蓄尿袋 26,000
			6ヶ月	洗腸装具 35,432
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)		2ヶ月	24,000
	収尿器 男性用 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 B 簡易型		1年	男性用 A 7,700 B 5,700 女性用 A 8,500 B 5,900
住宅改修費	居室生活動作補助用具	3級以上の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変	-	200,000

※種目の性能及び対象者の等級等範囲については、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の「重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱」及び「重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱」、「平成 18 年 3 月 27 日身体障害者福祉法厚生労働省告示第 153 号」及び「児童福祉法厚生労働省告示 154 号」に準じます。要綱に定められていないものは、別に定めています。

日常生活用具給付等事業対象用具（難病患者等）

種目	対象者	耐用年数	補助基準額（円）
便器	常時介護を要する者	8 年	4,450 手すり付の場合 5,400
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5 年	19,600
特殊寝台		8 年	154,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	5 年	19,600
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5 年	15,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	8 年	90,000
移動・移乗支援用具 （手すり、スロープ等）	下肢が不自由な者	8 年	60,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	5 年	56,400
ネブライザー		5 年	36,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	4 年	159,000
居宅生活動作補助用具		-	200,000
特殊便器	上肢機能に障害のある者	8 年	151,200
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	8 年	159,200
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみので世帯及びこれに準ずる世帯	8 年	28,700
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	5 年	157,500

※種目の性能及び対象者の範囲については、平成 23 年 3 月 25 日厚生労働省健康局長通知（健発 325 第 4 号）の「難病特別対策推進事業実施要綱」に準じます。